

令和8年4月1日

吸収分割に関する事後開示書面

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
株式会社中村超硬
代表取締役 井上 誠

大阪府堺市西区鶴田町27番27号
Zeo Next 株式会社
代表取締役 井上 誠

株式会社中村超硬（以下「吸収分割会社」といいます。）と Zeo Next 株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、令和8年2月26日付けで締結した吸収分割契約書に基づき、同年4月1日を効力発生日として、吸収分割会社がマテリアルサイエンス事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により承継させました。

つきましては、法令の定めに従い、本書面を当社本店に備え置くことと致します。

1 本吸収分割が効力を生じた日

令和8年4月1日

2 吸収分割会社（株式会社中村超硬）における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

会社法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、吸収分割会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号の規定に基づき、同条の規定による手続を行っていません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

吸収分割会社は新株予約権を発行しているものの、会社法第787条第1項第2号に該当する新株予約権は存在しないため、同条の規定による手続は行っていません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

吸収分割会社には会社法第789条の規定に基づいて異議を述べることができる債権者が存在しませんので、同条の規定による手続は行っていません。

3 吸収分割承継会社（Zeo Next 株式会社）における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

吸収分割会社は、吸収分割承継会社の完全親会社であり、かつ特別支配会社であるため、会社法第797条第3項の規定に基づき、吸収分割承継会社の株主（吸収分割会社）に対する通知は行っていません。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、令和8年2月27日付けで官報公告を行いました。同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割会社は、本吸収分割の効力発生日である2026年4月1日をもって、2026年2月26日付の吸収分割契約の内容に基づき、吸収分割会社より、吸収分割会社が有していた権利義務を承継しました。

5 会社法第923条の変更の登記をした日

本件分割の効力発生日である令和8年4月1日から2週間以内に行う予定です。

6 その他重要な事項

当該事項はありません。

以 上